

プロテスト委員会から選手へのメッセージ

(この文書では、いかなる規則も変更していません。)



- 1. オンライン掲示板による公示および各種の手続き**（日本語モードを選択してください。）
選手の皆さんは、携帯電話、LINE、Eメールなどの連絡手段の情報を提供してください。個別に、抗議締め切り時間、抗議書の受付の確認、審問の予定などを連絡します。レース結果、抗議、救済の手続き、審問スケジュールや審問結果、規則 42 違反の公示などは全てオンライン化しています。また、この内容はセーリングハウス1階の掲示板にも掲示します。会場の WiFi は容量に限りがありますので、みなさんのスマートホンのモバイルデータ通信を利用してください。
 - ・ **審問要求書、ジュリーへの質問の送信、乗員の交代、装備品の交換、成績照会**、などの手続きを行う入力フォームは、**大会公式掲示板（オンライン）**の上部にある青色の+ボタンを押す事で各入力フォームにアクセスできます。
- 2. 海上でのインシデントに対するジュリーからの抗議**
ジャッジは、明らかなスポーツマンシップ（RRS 2）の違反がない限り、2章の規則違反に対しては抗議しません。ジャッジが抗議を検討する違反の例としては、次のようなことが挙げられますが、これらに限定されません。
 - (a) 意図的または故意に、免罪されるような正当な理由がないのに規則違反をし、適切なペナルティを履行しない。
 - (b) 他艇を威嚇するような不必要な叫び声や汚い言葉。
 - (c) チーム戦術、自艇のポジションを犠牲にして他艇を利する帆走。
 - (d) 損傷や傷害をもたらす、またはもたらす可能性のある帆走、または著しい優位性を得るための帆走。

* 規則を守る第一の義務は選手にあり、艇には海上で**自主的にペナルティを履行する**(RRS 2章の規則)か、違反した規則が裁量ペナルティの対象である場合には、本大会のオンラインフォーム「**ペナルティ報告**」（裁量ペナルティ（規則 64.6））に基づいてジャッジに報告する機会があります。
- 3. 支援艇（外部の援助）**
 - 3.1. 準備信号後に支援艇から指示を受けたり、装備品の受渡を行った艇は、たとえ受渡が準備信号以前に開始されたとしても、RRS41 違反です。
 - 3.2. 支援艇がレース・エリアに入ることが禁止されている場合、レース中でない艇が支援を受ける場合は、レース・エリア外の支援艇のところまで帆走しなければなりません。
- 4. 推進方法**
 - 4.1. World Sailing RRS42 解釈の JSAF 翻訳版は以下に掲載されています。
<https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/RRS42Interpretation20130515-trans201307.pdf>
 - 4.2. World Sailing RRS42 解釈に加えて、以下のことが RRS42 適用を理解するのに役立ちます。
 - (a) 通常、ジュリーボートに 2 名のジャッジが乗艇しますが、1 名のジャッジが、艇が RRS42 に違反したと確信した場合、イエローフラッグペナルティを合図します。
 - (b) ジャッジは RRS42 のペナルティをできるだけ早く合図しますが、フィニッシュラインを通過した後になることもあります。付則 P に基づくペナルティを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティを課したジャッジから海上でも陸上でも説明を受けることができます。
- 5. 審問での証言と規則 69**
審問で真実を話さないことを含め、いかなる形の不正行為もスポーツマンシップに反するものであり、RRS69 に基づいて審問が開かれることがあります。
- 6. アービトレーション（調停）**
本大会には付則 T（調停）が適用されます。アービレーターは、その後審問になった場合にはパネルのメンバーを兼ねる場合があります。
- 7. 当事者が審問に現れない場合**
審問の当事者と審問開始予定時刻はオンライン掲示板に掲示されますので、必ず掲示を見てください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をし、判決を行うことがあります（規則 63.3(b)）。
- 8. 審問の環境とオブザーバ**
 - 8.1 審問はセーリングハウス 2 階のプロテスト室で実施します。新型コロナ感染防止の観点から、審問はマスク着用にて広い空間と対人距離の確保および遮蔽スクリーンを設置し、十分な換気をしながら執り行います。発熱、喉の痛みやせき等の体調に異変がある当事者は申し出てください。
 - 8.2 パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、全ての当事者が同意した場合には、認められます。

9. 審問中のスマートフォン、タブレット、PCなどの電子機器の使用

当事者、オブザーバー、証人は、審問中にルールブックやケースブックなどを確認するため、あるいはメモを取ったり、規則や事例を確認したりするために、電子機器（タブレット、スマートフォン、同様の機器など）を使用できます。ただし、**録音や録画することは認められません**。また、**外部とのコンタクトや通信も認められません**。ヒアリングの開始前に、その他のスマートフォンなどの電子機器はフライトモードにした上でWiFiとBluetoothを無効にしてください。これと同等の設定ができない電子機器の使用は控えてください。

10. 艇の成績に関するレース委員会の間違いを問いただす成績照会と救済要求

10.1. 選手がレース委員会に成績照会をしたい場合、RRS 62.2 の制限時間内に本大会のオンラインフォーム「**成績照会**」から質問できます。レース委員会の回答に納得いかない場合、RRS 62.2 の制限時間内にオンラインフォーム「**審問要求書**」で救済要求を提出することができます。

10.2. このような救済要求の審問では、選手は、レース委員会が艇の順位付けを間違えた証拠を提出しなければなりません。ビデオ証拠や、異なる順位付けをされた2艇以上の艇の位置関係が、レース委員会の順位付けミスとの証拠となることはほとんどありません。事実認定において、プロテスト委員会は、「証拠の重み」に従います。World Sailing Case 136 を参照。

11. ビデオや画像等の証拠

審問においてビデオまたは画像記録の映像等を再生するのに必要な機器の手配・準備は、その証拠を提供しようとする当事者が行って下さい。審問室でインターネット接続が可能とは限りません。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることのできる再生機器を準備してください。

12. 審問再開の要求

審問の当事者は、判決を通告された後に、審問の再開を求めることができますが、大会最終日には時間制限があるのでご注意ください（規則 66）。再開要求については「**審問要求書**」を使います。

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の場合に限り、審問を再開します（規則 M4）。

- 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

13. プロテスト委員会に対する審問の手続きと方針に関する質問

選手、チームリーダー、支援者は、質問をオンラインフォームで提出して、手順や方針について PC 委員長に質問することができます。質問と回答は文書で掲示して公開します。

以上

2022年8月24日

第75回全日本スナイプ級ヨット選手権大会

プロテスト委員長 岡部幸司